

知多市告示第104号

知多市ひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験合格支援事業実施要綱（平成29年知多市告示第10号）の一部を次のように改正する。

令和6年9月2日

知多市長 宮 島 壽 男

第3条第1号を次のように改める。

- (1) 母子・父子自立支援プログラム策定事業の実施について（平成26年9月30日雇児発0930第4号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知）に基づく母子・父子自立支援プログラムの策定等の支援を受けていること。

第7条第2項第2号を次のように改める。

- (2) 母子・父子自立支援プログラムの写し等の自立に向けた支援を受けていることを証する書類

第9条第2項第2号を次のように改める。

- (2) 母子・父子自立支援プログラムの写し等の自立に向けた支援を受けていることを証する書類

第10条第2項第2号を次のように改める。

- (2) 母子・父子自立支援プログラムの写し等の自立に向けた支援を受けていることを証する書類

第11条第2項第2号を次のように改める。

- (2) 母子・父子自立支援プログラムの写し等の自立に向けた支援を受けていることを証する書類

第 1 号様式中

「

申請者と生計を一にする子の氏名等	フリガナ	生年月日	年 月 日生
			(歳)
	住所（別居の場合）		
	申請者の地方税上の扶養親族に該当 する ・ しない		
過去の受給の有無	過去に知多市ひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験合格支援事業の活用が（ある・ない）。		

」

を

「

過去の受給の有無	過去に知多市ひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験合格支援事業の活用が（ある・ない）。
----------	--

」

に改める。

第 4 号様式中

「

申請者と生計を一にする子の氏名等	フリガナ	生年月日	年 月 日生
			(歳)
	住所（別居の場合）		
	申請者の地方税上の扶養親族に該当 する ・ しない		
その他			

」

を

「

その他	
-----	--

」

に改める。

附 則

この要綱は、令和 6 年 9 月 2 日から施行する。